

令和7年第2回

沼田町教育委員会定例会会議録

※非公開に係る議案を除く

令和7年第2回沼田町教育委員会定例会会議録

1. 期 日 令和7年4月30日（水）午後4時30分～午後4時55分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター 1階会議室

3. 出席委員

教 育 長	三 浦 剛
教育長代理	青 木 健 治
委 員	沼 本 綾
委 員	松 尾 敦 史
委 員	林 里 美

4. 出席職員

課 長	赤 井 圭 二
参 事	春 山 顕 一
主 幹	沼 本 次 登
主 査	前 田 直 輝
教育総合アドバイザー	元 木 和 芳

5. 議 事

報告第 1 号 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定について

議案第 9 号 沼田町奨学資金貸付基金条例施行規則第16条第3項の適用について

議案第10号 令和7年度要保護・準要保護児童生徒の決定について

議案第11号 沼田町スポーツ推進委員の委嘱について

6. 付議案件は次のとおり

前会会議録の承認

教育長の報告

その他

【開会】

(教育長)

ただ今から、令和7年 第2回 沼田町教育委員会 定例会を開会いたします。

議案の2番目、前会会議録の承認についてを、議題といたします。課長より説明をお願いします。

(赤井課長)

前会会議録について、その概要を説明いたします。

令和7年3月17日に召集されました令和7年第1回教育委員会臨時会は、4人の委員に出席いただき、職員は5人が出席いたしました。

教育長の報告としましては、まず1点目として、ASHIMOI KANKO 高穂スキー場は、3月2日に営業を終了し、リフト輸送人員については11万5千人を超え、リニューアルオープン後では最高の年であったことを報告し、また、明年以降も北空知近隣及び留萌市内の学校の利用が期待できることを報告しています。

次に2点目として、3月に議会定例会が開催され、一般質問において久保議員から「JR留萌線廃線後の代替交通における、高校生の通学にかかるバスの便について」の質問に対しましては、保護者等に説明していく旨の答弁をしたこと、また、上野議員からは「幼児・児童生徒の外国語能力の向上について」の質問があり、現在の外国語授業の現状説明と今後こども園と連携をしながら、小中一貫校として系統的な英語教育を推進していく旨の答弁をしたことを報告しました。

また、予算委員会では教育委員会に対し、「旧ふるさと資料館の機能は文化財収蔵センターに移行したのか」という質問に対し、旧ふるさと資料館の解体も含めて、3月下旬に行われたふるさと創造懇談会において説明することを報告させていただいております。

最後に3点目として、教職員の人事の関係について、報告させていただいたほか、役場内の人事異動及び学芸員と外国語指導専門職員の新規採用について報告しております。

以上について報告した後、次の議案3件についてご審議頂きました。

議案第6号、令和7年度要保護・準要保護児童生徒の決定については、9世帯の申請のうち、1世帯を除き決定することをご承認いただいております。

議案第7号、沼田町立沼田学園の学園長・副学園長の決定については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間ということで、学園長に沼田小学校長の吉田純一氏、副学園長を沼田中学校長に決定することをご承認いただいております。

議案第8号、沼田学園入学式の告辞文案については、一部記載を追加しまして決定することをご承認いただいております。

以上、前会会議録の報告とさせていただきます。ご承認くださいますようお願いいたします。

(教育長)

前会会議録のご説明が終わりました。お諮りいたします。これを承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしということで、前会会議録は承認することといたしました。

議案の3番目、教育長の報告について、申し上げます。

はじめに、4月1日に沼田認定こども園の入園式が執り行われ、新たに12名の園児が入園されました。子どもたちにとっては、小学校教育前の大切な時期となりますので、教育委員会とも連携を図っていくことを確認させていただきました。

4月2日の辞令交付式のあとに、年度初めの校長・教頭の合同会議及び一貫連携推進協議会が行われました。その中で令和7年教育行政執行方針に基づき、児童生徒の学習状況の把握と分析、それを踏まえた授業改善を進めていくとともに、推進体制の確認を行い、授業スタイルや系統表の整備、教員の乗り入れ授業等、効果的な指導の在り方について検討・共有をしています。

また4月3日には学園協議会総会が開催され、沼田学園経営計画を確認するとともに、義務教育9年間を見通した質の高い教育の実践を目指し、小・中連携に関する具体的な取り組みについて協議しました。教職員全体でその意義や目的、具体的な方策について共有し、理解を深める機会となりました。今後も引き続き沼田学園における児童生徒の学びを一層充実させてまいります。

4月7日には、小中学校の入学式が執り行われました。教育委員の皆様にもご臨席を賜り御礼申し上げます。

今年の児童生徒数は、小学校は、103名で、昨年より5名増、中学校は、44名で、昨年より1名増となっております。合計しますと、学園で147名、昨年より6名多い児童生徒数となっております。

次に、学校行事ですが、全国学力状況調査が4月17日に実施され、終了しています。

また、修学旅行については、中学校は4月23日に出発し、3日間の日程で東京・神奈川方面に行っており、無事戻られています。小学校は6月18日から2日間の予定であります。

沼田学園運動会は、本年は6月7日、土曜日開催に向けて準備を進めています。

次に、最近の新聞報道において、空知管内の小学校におけるいじめ事案や、卒業アルバム印刷業者からの個人情報流出といった事案が取り上げられています。

これらの件につきましては、本町の学校に該当する件ではありませんので、念のためご報告させていただきます。引き続き情報管理と児童生徒の安心安全な学校生活の確保に努めてまいります。

以上、教育長の報告を終わります。何かご質問等はございますか。

(質問等なし)

(教育長)

無いようですので、次に4番の議事に入ります。

報告第1号 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定について を議題といたします。説明をお願いいたします。

(赤井課長)

はい。報告第1号をご覧ください。

報告第1号 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定について。労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定を、別紙のとおり締結したので報告する。令和7年4月30日提出。教育長名でございます。

概要について説明いたします。今回の協定については、公立学校の教育職員以外の職員。つまり、事務職員、公務補、支援員等に対し、時間外勤務を命じる場合は、労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定を、学校長と職員代表者との間で締結する必要があります。4月1日付で学校長に異動があったことや、教職員についても異動及び新規の採用がありましたので、4月1日付で改めて協定を締結したものですので、ご承認をいただきたく存じます。

別紙の資料、協定書の内容をご覧ください。時間外労働時間及び休日の労働に関する協定書ということで、対象者は事務職員、公務補、支援員等となります。これは、道費採用の事務職員と、町費で採用している会計年度職員に該当する職員でございます。つまり、教員以外の職員ということになります。

教員については、給与の特別措置法により4%の調整額が毎月付与されておりますので、本協定は結ばなくてよいこととなっております。

この協定では、まず第2条で、時間外休日勤務の業務の内容、特に災害や事故対応等について記載してございます。また(2)では、勤務時間内にその処理ができない場合も業務として命ずることができると定めております。

また、第3条では、(1)で1日につき4時間以内、ただし、臨時に必要な場合は8時

間以内を限度とすることを定めています。また、1ヶ月については45時間以内となっており、協議によって年間6回を限度に、1ヶ月につき60時間まで延長することができるかと定めています。次ページの(3)では、1年間につき150時間以内と定め、延長が発生した場合でも1年間につき360時間以内とすることとしています。(4)の休日等については、1ヶ月につき4日を限度として業務を命ずることができるが、職員に配慮するようにするという内容になっております。

これは小中学校ともに同じ協定書の内容になっております。どちらも学校長と職員の代表の契約によって、4月1日付で協定を結んでおりますので、ご承認下さいますよう、よろしく願いいたします。

(教育長)

説明が終わりました。ご質問等はございますか。

(松尾委員)

文言に変更等はありませんか。

(赤井課長)

変更はございません。

(教育長)

他にございませんか。

それではお諮りいたします。報告第1号 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定については、報告のとおり受理することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしと認め、報告第1号は受理することで決定といたしました。

議案第9号 沼田町奨学資金貸付基金条例施行規則第16条第3項の適用についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

(赤井課長)

議案第9号 沼田町奨学資金貸付基金条例施行規則第16条第3項の適用について。沼田町奨学資金貸付基金条例施行規則第16条第3項を適用する者について、下記のとおり

り決定する。令和7年4月30日提出。教育長名でございます。

今日お配りした別紙資料をご覧ください。議案第9号の説明資料となっております。こちらに対象者の名前も記載しております。

概要を説明いたします。沼田町奨学資金貸付基金条例附則第3項により、令和2年度から3年度までの2年間を、コロナ禍の特例措置として、奨学資金を増額しております。令和7年3月をもって奨学金の貸与期間が終了し、これから返還手続きを行うにあたり、通常ですと、返還総額が3万円×4年間（48か月）で144万円となるのですが、2年間の特例を受けた方は168万円の貸与を受けたこととなります。これは、3万円×3年間（36か月）に加え、5万円×1年間（12か月）ということで、通常よりも貸与額が増えたこととなります。通常の返還期間が8年以内ですので、この貸与金額を返還するには月17,500円程が必要となります。通常ですと月15,000円の返還金額となりますが、通常より多額となることから、物価高騰による影響等も考慮した措置として、返還期間を8年以内（96か月）から9年4か月以内（112か月）へ、1年6か月延長することで、返還月額を15,000円に均すための提案でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

（教育長）

説明が終わりました。ご質問等はございますか。

（沼本委員）

この特例による貸与額の増額は、どのような流れで実現されたものですか。借りていた方は、月に3万円の金額で借りていると思っていたが、特例で5万円の貸与となって、戸惑うことなどは無かったですでしょうか。

（教育長）

条件を5万円まで拡大するという対応を取り、本人からの申請によって貸付を行っております。

（教育長）

他にご質問等はございますか。

(質問等なし)

(教育長)

それではお諮りいたします。議案第9号 沼田町奨学資金貸付基金条例施行規則第16条第3項の適用については、提案のとおり決定することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしと認め、議案第9号は提案のとおり決定といたしました。

ここでお諮りいたします。議案第10号は、個人情報に関する議案のため、沼田町教育委員会会議規則第5条の規定により、秘密会といたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしと認め、議案第10号を秘密会とすることに決定いたしました。

これより秘密会といたします。

議案第10号	令和7年度要保護・準要保護児童生徒の決定について	提案のとおり 認定・可決
--------	--------------------------	-----------------

(教育長)

ここで秘密会を解きます。

議案第11号 沼田町スポーツ推進委員の委嘱について を議題といたします。説明をお願いします。

(赤井課長)

議案第11号 沼田町スポーツ推進委員の委嘱について。

沼田町スポーツ推進委員として、下記の者を委嘱する。令和7年4月30日提出。教育長名でございます。

委嘱する者の住所、沼田町西町3番16号。氏名は臼井夢留。平成14年8月18日生

まれ。職業は会社員でございます。任期については、令和7年5月1日から残りの残年数である令和8年3月31日まででございます。

以上、ご提案いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりました。

これまで沼田中学校の清水先生が推進委員を務めておりましたが、この度の人事で異動となりましたので、それに代わる推進委員として選出させていただいております。

ご質問等はございますか。

(質問等なし)

(教育長)

それでは、お諮りいたします。

議案第11号 沼田町スポーツ推進委員の委嘱については、提案のとおり決定ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしと認め、議案第11号は提案のとおり決定といたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は終了いたしました。これにて令和7年第2回沼田町教育委員会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。